

令和3年度 第7回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年10月6日(水) 16時00分から16時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (3件)

第3 議案第1～3号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

第4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1件)

第5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (3件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

係 長

只今から令和3年度第7回総会を開会いたします。

総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。

係 長

本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。

それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議 長

これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。

議 長

江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、7番委員、8番委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局係長を指名いたします。

議 長

それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。

議 長

それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、日程第3、議案第1号から議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。今月の議案は3件、賃貸借が2件、使用貸借が1件となっております。

議案の朗読は省略し、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号、議案2号を6番委員に、
議案第3号を7番委員に、
それぞれお願いします。

6 番委員 議案 1 号について、隣接耕作者が使用貸借で管理を行うことで同意され、問題なくこの農地を管理されるため問題ないと思われま

6 番委員 議案第 2 号について、前耕作者の高齢に伴い、新しい耕作者に変わられた。管理も良くされ、問題ないと思われま

7 番委員 協力委員と現地確認を行い、良く管理もされているため問題ありません。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決に移らせていただきますが、3 条許可申請は 3 議案でございます。議案第 1 号から議案第 3 号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議なしの意見をいただきましたので議案第 1 号から議案第 3 号を一括をして採決いたします。議案第 1 号から議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号から議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 つづきまして、日程第 4、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は 1 件となります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。

場所は、上小田岩屋1904-2と1907、地目は畑です。面積は214平方メートルと628平方メートルの計842平方メートル、新工場建設のための通路及び駐車場による転用の計画で、10aあたり914,489円の有償所有権移転となっております。

当該農地の周辺は中山間地域に位置し北西側に狭い農地があり、北側から西側は山林である。農業は行われているが生産性が非常に低い地区であることから第2種農地と判断しました。

許可基準としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場所は許可し得ると判断できます。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第4号を、10番委員に説明をお願いいたします

10番委員

当該農地について、近年管理不足であったため、近隣農地に影響はない転用と判断いたしました。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決に移らせていただきます。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第5、議案第5号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第5号の議案書をご覧ください

江北町長より令和10月6日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第5号議案、受付は3件でございます。相対での再設定が3件となっております。面積は、12,183平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

つづきまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を、副会長に、
受付番号2番を、7番委員に、
受付番号3番を、1番委員に、

それぞれお願いいたします。

副会長

現地確認を行い、WC Sの刈り取りも終了し、農地も良く管理されており特に問題ありません。

7番委員

もち米を栽培され、良く管理されているため問題ありません。

1番委員

大字山口一本杉3336及び3377の農地は、適切に管理され問題ありません。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

16:30閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

(議事録署名人)

7番委員

8番委員

(会 議 書 記)

事務局職員
